第11期第3回

品川区廃棄物減量等推進審議会

と き 令和4年2月1日

品川区都市環境部 品川区清掃事務所

- 1. 審議基準日 令和4年2月1日(火)
- 2. 意見募集期間 令和4年1月25日(火)から2月15日(火)まで
- 3. 審議対象資料
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要(資料2)
- ・〈港区〉資源とごみの分別ガイドブック(抜粋)(資料3)
- ・品川区廃棄物減量等推進員ハンドブック(資料4)

4. 各資料に対する意見概要

| No. | 資料 | 意見概要 | |
|-----|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 | | 現時点では目標が定められただけで、具体的に容器包装リサイクル法対象物以外のプラスチック類の中のどのような範囲が資源回収対象になるのかが明確ではなく、当面は混乱が続くことが予測される。プラスチックの種類に関する知識が重要になるため、複雑で分かりにくくならないようにしたプラスチックに関する情報整理が求められる。 | |
| 2 | | 「環境配慮設計指針」について。多くの業者にとって必要な取り組みであると考えられるが、一部で「今までプラスチックを使っていなかったが、設備支援と国による調達があるのでプラスチック利用に移行することで利益があがる」という本末転倒な事態を引き起こさないよう、制度設計には十分注意してほしい。 | |
| 3 | プラスチックに係る資源循環の 促進等に関する法律の概要 | 「製造・販売事業者等による自主回収」について、各事業者の自主回収情報が全国データで一元化され、各自治体でも情報共有することが肝心であると思う。各自治体は回収情報を、適切に一般家庭への周知を図る事が望まれる。「店頭回収等を促進」とあるが、現行制度では、各事業者が一般家庭への周知することのインセンティブがないものではと危惧する。 | |
| 4 | | プラスチックの資源循環である基礎自治体としては、ゴミ出しルールの啓発と遵守のお願いしか出来ないと考える。一方で、国はもっと排出抑制、販売事業者は取扱いをしないなど強く求めることを望みたい。 | |
| 5 | | 排出事業者の排出抑制の取組に期待することは大きい。この部分が進めば社会としてプラ廃棄の問題が解決すると思う。 | |

| 6 | | プラスチック資源循環と言うが、そもそもできるだけ製造しないようにすべきだと言われてきている。3Rからリサイクルを除いて 2Rの立場で捉えるべきだと言われるようになってきている。この法律にはこの視点がないのでプラスチックの問題への対応として根本的に不十分ではないか。 |
|----|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | | 家庭・事業者に分け、プラスチックの排出抑制の取組を募集し良い取り組みを表彰したらどうか。 |
| 8 | | 商品等の容器包装部材の製造・販売段階からの意識改革が重要になってくるのではないか。 |
| 9 | 資料2 プラスチックに係る資源循環の 促進等に関する法律の概要 | プラスチックに係る資源循環においては、製品を製造する以前に、日常的に使用後に出るプラスチックのごみのリサイクル方法を考えてから製造することが大切である。また、大手メーカーをはじめ、官公庁や民間企業全体で、リサイクルしやすいプラスチックの標準化等を積極的に取り組める環境づくりが大切である。 メーカー側は、リサイクルを行いながら、製品を製造していくくらいの考えが大切かと思う。 日本は資源の少ない国なので、リサイクルを大切に考えていくことが大切であると思う。 |
| 10 | | 資源プラスチックの分別基準は出来るだけシンプルなものにしていただき、区民の方々には新たに収集されるプラスチック製品の基準について良く理解していただく必要がある。 また、収集場所を何処にするのか。ステーション回収の場合、大きなサイズのプラスチック製ケースについては置き場に困るステーションが出てくる。整理整頓も付かない。大きなサイズのプラスチック製ケースにまで収集品目を広げるなら、戸別収集も検討する必要があると思う。 |
| 11 | | ゴミ、資源に関するルールは、親の代から子供の代にも受け継がれて、本来は持続可能な形になってゆくべきと考える。児童は小学校4年生になってようやくゴミ、資源のことなどを勉強するが、この一年だけではなく反復してゴミ問題に関心を持たせる工夫が必要と考える。 |
| 12 | | プラスチック使用製品廃棄物の何を収集する品目とするかの基準の策定を急ぐ必要がある。 |
| 13 | | 本件で先行しているのは港区と千代田区であるが、両区の収集品目とサイズなどを比較すると違いがある。 |

| 14 | | 4月からプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が施行される予定だが、収集運搬および中間処理業を担っている事業者として現在のリサイクル技術では全てのプラスチック製品をリサイクル出来ないとの情報を得ている(※開発中とのこと)。しかしごみの減量化を進めるためにも資源のリサイクル化を進めるためにもリサイクル品目を増やすことは必要だと考える。全てのプラスチックをリサイクルするのは現在限界があるので、今後始めるとするならば収集品を限定してリサイクル品目を増やすことが適当だろう。 技術の向上が期待される3年先5年先を見据えてどのぐらいのリサイクル可能製品が混載しているかを今から組成調査し、持続可能な資源循環社会を作り上げていく体制を自治体と区民そして事業者が一体となり実現させることが不可欠だと思う。 |
|----|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | | プラスチック製品をリサイクルしている港区と、プルサーマル燃料として燃やしている品川区で、せっかく違いがあるのだから、収集・分別にかかるコストなど、比較検討した資料を作成してもらいたい。 |
| 16 | | 「p.8」品川区でいう「雑紙」において「防水加工された紙は除外」といった情報は、品川区のパンフレットにも記載した方が良いかと思う。 |
| 17 | | 地域ごとに異なるゴミ収集日とその通知をしてくれる機能や、分別と正しい出し方等が検索できる機能、粗大ごみの回収予約、その他これらに関連する情報やお得な情報の発信ができる機能等、簡単で分かりやすく分別、資源への活用ができる品川区版のゴミアプリ等を導入したらどうか。 |
| 18 | 資料3 〈港区〉資源とごみの分別ガイ ドブック(抜粋) | 品川区も、港区の分別ガイドブックの様に何が再利用出来る資源で、何が再利用出来ない資源なのかを明確に分かり易く素人である品川全区民に周知する必要があると考える。また、子供から大人の老若男女への意識付けが一番重要であると考える。子供であれば小学校などからの教育や実践してみる事も大切だし、大人への周知活動は、各戸への資料配布やしながわTV、品川区報など様々な手段で出来る事があると思う。簡単な事ではないが、地道に普及活動をして少しでもリサイクル率を高めて行く必要があると考える。 |
| 19 | | 廃棄物への意識改革の必要性を感じた。資源ごみを理解してもらう方法として、2つの提案をする。 1つ目がクイズ方式である。 (例) この中で資源ゴミの日に出せるものはどれか? ・ピザの箱 ・感熱紙 ・洗剤の箱 ○雑誌 ・ティッシュの空箱 2つ目が『ゴミくじ』である。ゴミ袋購入時のパッケージや有料ゴミ券等に抽選番号を付けて、5月30日(ゴミ0デイ)に抽選をする。賞品は企業協賛・粗大ゴミのリサイクル品等である。 |

| 20 | | 区民の中でも廃棄物処理等に関心のある人々には大変有益な情報源になると思われる。ただ、一般的な区民が読本として活用するには厳しい。 一般区民向けの冊子「資源・ごみの分け方・出し方」は1枚目でコンパクトに分別方法がまとめられており使いやすく、区内に引っ越してこられた方々には有益なものになるだろうが、一般の区民に対してはインパクトが弱いように思う。 5~6のテーマに絞った読本的な資料を配布することはできないだろうか?「読む」ことを前提に分かりやすく解説するなどの工夫がなされた資料などが作成されれば良い。 |
|----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21 | | 品川区のホームページにて、この資料もアップロードした方がよいかと思う。 |
| 22 | 資料4 品川区廃棄物減量等推進員ハンドブック | p.4上から2行目「…識見を有する方々から、品川区廃棄物減量等推進員を委嘱しています。」 「…から」の日本語が誤解を生む表現になっている。 ⇒「…識見を有する方々のうちから、品川区廃棄物減量等推進員を委嘱しています」または「…識見を有する方々に品川区廃棄物減量等推進員を委嘱しています」 |
| 23 | | 廃棄物減量等推進員から品川区清掃事務所への報告について、スマートフォンから「報告内容の選択肢」「報告内容の記載」「注目 した写真」「ひいた写真」をアンケートサイト(例えば、Microsoft Forms,Googleform,など)により簡単に報告できるシステムを 作ってはどうか。 |
| 24 | | サーマルリサイクルは、果たして「リサイクル」と言っていいのか疑問がある。 |
| 25 | | 一般家庭に配布されている「ごみ・資源の分け方・出し方」で既知の内容が多く、推進員に配布するには情報不足ではないかと感じた。分別方法やその理由など出来る限り詳しく記載しておいたほうが良い。細かい疑問に対する記載があればより良い資料となると感じる。 |
| 26 | | 手間のかかる活動ゆえに、活動が本来の目的を果たしていなければ推進員も報われない。ゴミ分別方法やリサイクルの意義周知は言うまでもないが、一方で資源リサイクルそのものにより発生する運搬時のCO2増大、洗浄による化学薬品の排出や水の無駄使いなどの新たな環境負荷の発生、さらには再生コストの実態も把握しておきたい。どういった行動がより地球の環境負荷軽減に貢献できるかを知ることは、あらゆる面で判断材料となり、活動を容易にし、モチベーションに繋がると考えられる。一層広い視野に立った情報提供が望まれる。 |

| 27 | 資料4 品川区廃棄物減量等推進員ハン - ドブック | 廃棄物減量等推進員制度の活性化を目指し、この制度の見直しをこの機会に提案したいと思う。この制度の目的を良く理解し、ガイドブックに記載の内容についても良く理解し、ゴミ、資源排出の現場で発生している問題点について良く観察し、ルール違反に対する対応、対策、周囲への啓蒙活動、品川区清掃事務所への報告、連絡、相談が出来る真の推進員を養成し、町会活動の一環として根付かせるべきである。 改善が進んだ資源回収ステーションについては、品川区清掃事務所で表彰するなど、廃棄物減量等推進員の励みになるようなしくみも考えていただきたく思う。 |
|----|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | | プラスチックの収集がこれまで以上に増えるのであるから、区民の皆様に良く基準などについて理解していただく必要がある。品川区清掃事務所は単に印刷物を区民に配布して広告し、基準の徹底を要請するだけでなく、既にある「廃棄物減量等推進員」を動員して、各排出の現場で区民に対する啓蒙活動をさせたらどうか。それには現行廃棄物減量等推進員制度の改革が必要と考える。 |
| 29 | | 燃やすごみを資源に回していくためにどのような課題があるのか、実際の燃やすごみの回収業務の担当者の方々から情報を聞きたい。特にどのような点が改善されれば燃やすごみの減量化に結びつくのかのヒントが欲しい。その部分を広報等にフィードバックするための工夫を提案することが本審議会の使命だと考える。 |
| 30 | その他 | 資源ゴミ・プラ廃棄の出し方について ハードルは高く意識の高い人でないと実践できない印象。燃えるゴミに出さず、資源に回すため、更に工夫が必要。何かインセン ティブがあると良いのではないか。 |
| 31 | | 「リサイクルができるなら良い」という発想は、大量生産や大量購入、大量消費に繋がる危険があると考えるため、基本は発生抑制、「リデュース」が必要であると共有していきたい。 |
| 32 | | プラスチック資源化工場施設見学は、日頃接することのない初めての体験で感動した。改めて消費している側として考えさせられた。 |
| 33 | | SDGsという点では、将来のゴミ、資源収集問題はより一層重要である。よって、小学生から中学生までの年齢の子供には、出来る限り正しい認識を植え付ける為の工夫を一層すべきと考える。 |

5. 主な質問、事務局からの回答

| No. | 質問内容 | 事務局回答 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 廃棄物減量等推進員について、もし全くの無給なら、一定の報酬が支払われるべきで はないか。 | 毎年10月1日在籍の方に、年度末に活動費として一人あたり品川区内共通商品券 二千円をお渡ししている。 |
| 2 | 「品川区廃棄物減量等推進員ハンドブック」は、推進員だけに配布がされているのか。 ごみの出し方が具体的に掛かれており分かりやすかったので、タイトルの変更などをおこなったあと、区民へ広く配布しても良いのでは。 | 「品川区廃棄物減量等推進員ハンドブック」は推進員だけに配布している。地域におけるごみ減量およびリサイクル活動の推進と相談を行っていただくため、区民に配布したものよりも詳細なものをお渡ししている。広く区民へ配布する冊子については、みなさまのご意見を伺いながら分かりやすいものにしていきたい。 |
| 3 | 蛍光灯は(破損のない時は資源として出させているが)割れたものについては、月2回の陶器・ガラス・金属ごみに出すイメージがあったが「キケン」と表示して、資源に出せるのか。 | |
| 4 | 生ごみ処理機助成制度は始めてから、今日まで、どれくらいのかた(戸数)が利用されているか。感想や意見はあったか。 最近は品川区でも、身近に集合住宅が建てられる機会が多くなった様に思う。こういった集合住宅に力をおいて、生ごみをごみとして出す以前に、生ごみの処理方法を工夫することで、可燃ごみを減少させる可能性が、まだあるようにも思うが、何か、お考えはあるか。 | 平成12年に制度開始してから、今までに約2,000件の助成実績となっている。近年は巣ごもり生活の影響や、テレビで取り上げられて民衆の関心が寄せられた為か、年間約200件の助成実績となっている。感想や意見については、令和2年度のアンケート結果から助成制度があってありがたい、と感謝の声がある一方で、助成額に不満との声も聞こえる。 集合住宅に屋上庭園等を設置し、そこに堆肥生成コンポストを置いて庭園の肥料とする事で、生ごみをごみとして出さない、といった取り組みも考えられるが、住民の理解、悪臭・害虫対策等の問題がある。様々な問題が解決できれば、可燃ごみ削減の一助になると考える。 |
| 5 | プラスチックに関わる資源循環の推進などに関する法律の施行後に品川区が取り組む予定の概要を知りたい。 | 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラ資源循環法」)に基づき、H20年度より開始しているプラスチック容器包装の回収に追加して、「プラスチック製品」の回収についても実施する方向で調査・調整中。 |
| 6 | 資源として製品プラスチックを収集する際に大きいプラスチック製ケースは従来通りに有料の粗大ゴミとして収集し、回収の後にプラスチック部分はリサイクルのルートに載せたら良いのではないかとも考えた。このような対応は可能なのだろうか。 | 国が指定するプラスチックリサイクルのルートに載せるとすると、「プラ資源循環法」に関連して公表された「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に適用させる必要がある。手引きには大きさの目安についての提示がなされており、目安以上の大きさの場合の解体作業並びにプラスチック以外の部分の除去作業を中間処理業者が担えるのかどうか、費用の面なども調査し検討する必要がある。 |